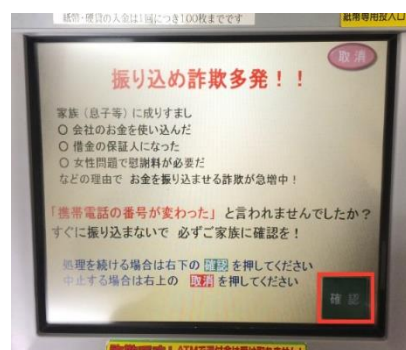


# 2018年9月号 FP 武蔵野グループ



伏石 知子(CFP® 認定者)

## 詐欺はどこからでもやって来る!

特殊詐欺とは無縁の物と思っていましたが、ついに詐欺ハガキが来ました。

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」

と題して文面は

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)302 裁判取り下が最終日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、このままご連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与差し押え及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年8月10日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター

東京都千代田区霞が関2丁目6番1号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-00000-0000 ←勿論電話番号が記入

されてました。

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

この場合は、取り下げ日が8月10日となっているのに、消印が8月7日でハガキが配達されたのが9日でしたので短期間に結果を求めるのはおかしいと思い、まずインターネットで法務省管轄支局を調べると、最近この手の詐欺事件が多いと注意喚起されていまして、詐欺だとわかってホットした次第です。

このようなハガキがいきなり来たら、それはビックリします。特に訴訟と強制執行という普段の生活では聞きなれない言葉にはインパクトがありました。

文面の脅し文句が激しいので慌てて問い合わせ窓口に連絡すると、弁護士を名乗る人が出て手数料あるいは弁済供託金と称してお金をだまし取るシステムになっているようです。

無視して放っておくのが一番のようですが、心配な方は消費生活センターで相談してくださいとの事です。

このケースは特殊詐欺のうち架空請求詐欺に当たります。ハガキだけでは無く封書に場合もあるそうですので、気を付けねばなりません。架空請求詐欺にあつた人は男女を問わず各年代で被害が発生しているそうです。(警視庁特殊詐欺認知状況による)

最近詐欺事件も最近は巧妙になってきているので、うかうかしていると餌食になりかねません。変だな、おかしいなと思ったら一人では判断せず、近くにいる人に相談してください。近すぎると相談し難い事もあると思いますが、その折には我々FPに相談するのも一つの解決方法になります。

以上